

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)
地域名 (地域内農業集落名)	志佐1 (白浜)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 10 月 15 日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、兼業農家が多い地域であるが、農業に従事する者も高齢化が進んでおり、後継者がいない農地については荒廃化のおそれもある。また、農地については山間地域であるため、狭い農地や段差のある農地が多く、作業効率も低い状況であり、それらの条件も荒廃化を招く要因の一つと考える。
有害鳥獣対策として防護柵をしている設置しているところでも被害を受けている箇所がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に農地の利用がされている地域である。現在の営農を持続しつつ、地域内外から農地を利用する担い手を確保し、地域全体として農地の集約化を検討する。また、農道や水路といった農業用施設については、地域と担い手が一体となって維持・管理していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農などで耕作されなくなる農地の情報収集を行い、それらの農地を担い手へ集積・集約化を進め、地域の農地の保全に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農などで耕作されなくなる農地について、農地中間管理機構を活用した農地集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場の段差があるため、必要に応じて整備可能な事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県や市、JAなどの関係機関と連携し、後継者及び新規就農者の確保・育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がいないため地域担い手などが作業の一部を受託するなどしており、今後も地域全体での取り組みが必要である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域全体として、防護柵の適正な維持管理に務める。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。